

いじめの防止等のための基本的な方針

静岡県立沼津工業高等学校 定時制

全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒と共に、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進します。そのために、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決する必要があります。本校では静岡県教育委員会が定めた「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」によることを原則としますが、より実効性のあるいじめ防止対策を図るため以下の方針を定めました。

Ⅰ 組織の設置

- (1) 名 称 いじめ防止対策委員会
- (2) 構 成 員 校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭、生徒指導部（教育相談担当）、
該当ホームルーム担任、状況に応じて構成員を追加する場合もある。
- (3) 役 割 ・いじめの未然防止対策の企画、実施 ・いじめへの対応
・教職員の資質向上のための校内研修の企画、実施 ・年間計画の作成
・年間計画進捗状況の点検 ・各取組の有効性の点検
・いじめ防止基本方針の見直し ・重大事態への対応

Ⅱ いじめの防止対策

- (1) 本校で実施する具体的事例
 - ア 生徒の居場所、話せる空間の構築
個別面談の実施（年間5回）、居場所カフェ（年間10回程度）、教職員からの積極的な声掛け、生徒が入りやすい職員室風土、対面式・生徒交流会・合同文化祭等の活動
 - イ 自己肯定感、他者を思いやる気持ち、人間関係づくりの醸成
授業やLHRを利用した人権教育やソーシャルスキルトレーニング、学年をまたいだHR活動の実施、コグトレやカードゲーム（生徒会室在庫）などの教材利用
 - ウ 教職員の共通理解、研修
・日常的な生徒状況の共有（職員会議を利用した生徒情報交換会、気になる生徒の情報共有、教職員が一人で抱え込まない職場環境の醸成）
・外部講師を招いた研修を実施することにより、組織としていじめ事案に対応するスキルと指導方法を身に付ける。

エ 保護者、地域との連携

- ・保護者との積極的な情報共有（いじめ問題に限らず、気になる様子等の情報共有。可能であれば家庭環境等の確認も行う。）。
- ・在学中に NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡等の外部機関とつながりを持つ。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールリーダー等を利用した相談、助言。

(2) 年間指導計画

	関 連 行 事
4月	いじめ防止対策委員会（基本方針、年間活動計画）、各分掌からの講話、ホームルーム活動（人間関係づくり）、個別面談週間、対面式、生徒情報交換会、居場所カフェ
5月	保護者懇談会、公開授業、生徒情報交換会、居場所カフェ、学習アンケート調査
6月	個別面談週間、生活アンケート調査、生徒情報交換会、居場所カフェ
7月	生徒情報交換会、各分掌からの講話、居場所カフェ、三者面談
8月	三者面談、職員研修、個別面談週間
9月	個別面談週間、生徒情報交換会、居場所カフェ
10月	修学旅行（3年生）、遠足（1・2・4年生）、生徒情報交換会、居場所カフェ
11月	個別面談週間、生徒情報交換会、居場所カフェ
12月	学習・生活アンケート調査、あたたかみある定時制教育講演会、生徒交流会、生徒情報交換会、居場所カフェ
1月	個別面談週間、合同文化祭、生徒情報交換会
2月	いじめ防止対策委員会（点検・見直し）、生徒情報交換会、居場所カフェ
3月	職員会議（点検・見直し）、各分掌からの講話

(3) いじめの早期発見、いじめに対する措置

ア ホームルーム、授業、部活動での観察

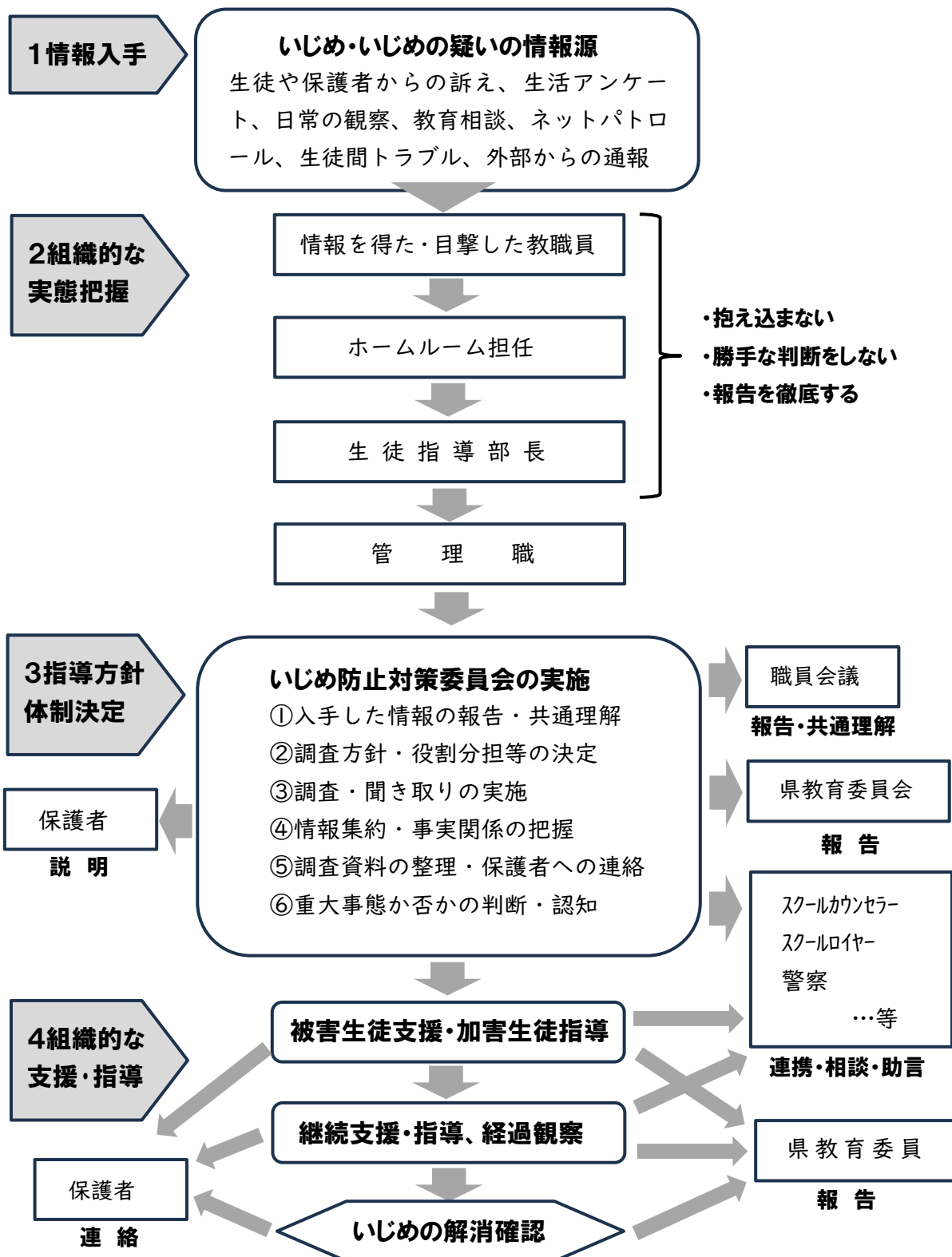
- ・遊びや悪ふざけなどのように思えても気になる行為があればホームルーム担任へ報告する。その際、具体的（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）に報告することに留意する。
- ・SHRや授業前後の休み時間、部活動の開始前、終了後なども定期的に意識した見守りを行う。

イ 生活アンケートの実施と面談

年2回（6月、12月）に実施する。いじめの有無に限らず、気になる生徒がいた場合は面談を実施する。面談後、状況に応じて速やかに保護者への連絡を行う。

ウ 生徒や保護者から相談しやすい環境を整える

3 いじめに対する措置



※ 県教育委員会への報告等は管理職が行う。それ以外の外部機関との連絡については管理職もしくは、管理職が指名した教職員が行う。

※ いじめの状況により学級、学校全体に対する指導も実施していく。

4 重大事態への対処

重大事態とは、次の場合を言う。

- (1)いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (2)欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、調査等の実施方法については「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」p14～p16によるものとする。

5 参考（外部連携機関一覧）

名称	住所	電話番号
静岡県教育委員会高校教育課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3110
沼津署生活安全課	沼津市平町19-11	055-952-0110
東部児童相談所	沼津市高島本町1-3	055-920-2085
沼津市青少年教育センター	沼津市八幡町97	055-951-3440